

次期診療報酬改定における要望について

平成 18 年度改定は、その基本的考え方において、「具体的な診療報酬点数の設定に当たっては、基本的な医療政策の方向性を明確にしないまま診療報酬施策によって医療機関の診療行動や患者の受療行動を誘導しようとするのではなく、基本的な医療施策の方向性に沿って個別に診療報酬点数を設定していく中で対応していくことを基本とした。」とあるにも拘わらず、歯科医療のあるべき姿を否定した学問的または医療政策として根拠のない、単に診療報酬請求における過剰な規制という改定内容となっている。今後の改定は、あるべき歯科医療の構築に向けた政策にのっとり実施されるべきである。

これらの点を踏まえて、次の各項目の拡充が必要である。

1. 歯科医療の安全確保のための費用

外科的処置が中心とならざるを得ない歯科診療において、スタンダードプリコーションに基づく感染対策を含む医療安全に関する取り組みに要する費用は、患者一人 1 回あたりのコストは 268 円である（出典：平成 18 年度医療安全に関するコスト調査業務報告書）。

現在、これに相当する費用は基本診療料の中で評価しているとされているが、現行評価に基づく収支状況では適正な医業経営基盤を脅かしており、早急な対応が必要であることから 4.6%が確保されるべきである。

2. 歯科医療の質の確保のための費用

実質的な検討や適切な検証が行われず、明確な根拠のないまま不合理かつ大幅な取り扱いの変更が加えられた、歯を保存したり口腔機能を維持するために必要な技術項目の適切な見直しが必要であることから、1.3%以上が確保されるべきである。

3. 後期高齢者歯科医療の拡充のための費用

- ・在宅歯科診療の適切な評価
- ・地域医療連携における病院歯科の適切な評価

4. 歯科医療の進歩による質の確保のための費用

- ・各学会の要望の実現

5. 歯科医業経営基盤の安定確保等のための費用

- ・不採算診療項目の適切な評価
- ・請求事務における簡素化
- ・その他必要事項

【まとめ】

以上の各項目の拡充のためには、歯科医療費ベースとして 5.9%以上の改定率が必要である。